

天童市集落支援員設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、人口減少及び高齢化の進行が著しい中山間地域等において、集落の維持及び活性化を推進するため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長、人材力活性化・連携交流室長、過疎対策室長連名通知）に基づき、天童市集落支援員（以下「支援員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援員の職務)

第2条 支援員の職務は、次に掲げる活動への従事とする。

- (1) 集落点検の実施に関する活動
- (2) 集落のあり方についての話し合いに関する活動
- (3) 地域の実情に応じた集落の維持及び活性化対策に関する活動
- (4) 地域と行政又は関係機関との連絡調整に関する活動
- (5) 前各号に掲げる活動のほか、市長が必要と認めるもの

(市の役割)

第3条 市は、支援員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる調整等に関することを行うものとする。

- (1) 支援員の活動に関する総合調整に関すること。
- (2) 支援員が活動を行う地域との調整及び住民への周知に関すること。
- (3) 支援員が活動を行うに当たり、必要な経費の支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援員の円滑な活動に関し必要なこと。

(支援員の区域設定)

第4条 支援員が担当する区域は、人口、世帯数等の社会的条件、自然環境、地形等の地理的条件その他の集落状況を考慮して、市長が設定するものとする。

(支援員の任用)

第5条 支援員は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者のうちから、市長が任用するものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 集落の実情を理解し、又は理解しようとする意欲があり、かつ、地域の活性化のために熱意をもって積極的に活動できる者
- (3) 心身ともに健康で、かつ、誠実に職務を遂行できる者

(支援員の身分)

第6条 支援員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(任期)

第7条 支援員の任期は1年とし、任用の日から同日の属する年度末までとする。
ただし、再任を妨げない。

(免職等)

第8条 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、職を免ずることができる。

(1) 法令に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。

(3) 支援員としてふさわしくない非行があったとき。

2 市長は、支援員の自己都合により退職の申出があった場合は、職を解くことができる。

(報酬等)

第9条 支援員の報酬等は、天童市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）及び天童市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇、給与等に関する規則（令和2年市規則第26号）の定めるところによる。

(報告等)

第10条 支援員は、第2条各号に規定する活動に従事したときは、その活動の状況を集落支援員月次活動報告書（別記様式）に記録し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。